子どものウェルビーイングを保障する新たな子ども家族支援の可能性

――徳島県における家庭教育推進リーダー養成事業の展開を手がかりに ――

木村直子

キーワード:子ども家族支援、家庭教育、家庭教育支援、子育て支援、子どものウェルビーイング、家族の自立

1. はじめに

現代日本の社会は、子どもを育てる家族にとって、厳しい環境といわざるを得ない。1986年から1991年のバブ ル景気以降,日本の社会情勢や経済情勢は慢性的に停滞しており「平成の大不況」と呼ばれ,「失われた10年」 または「失われた20年」と形容される。経済的な不景気は、人々の生活水準や消費など物質的な生活に影響を与 える以上に, 社会全体に漂う雰囲気や人々の心理への影響が大きく, 今なおその影が日本社会全体を覆っている。 1997年頃から正社員削減や非正規雇用者の増加など不安定な雇用状況があり、とりわけ日本における若年層の雇 用の不安定さは OECD によっても指摘されているところである¹。さらに2008年10月に公表された「Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries」によって、日本の子どもの貧困の問題は国 際的な水準で深刻であることが明らかになった』。その後2016年のユニセフによる『イノチェンティレポートカー ド13 子どもたちのための公平性:先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表』でも、 OECD, EU 加盟国(41カ国)の中で、日本の子どものいる世帯の所得格差が大きいことが報告されている³³。 また、家族の形も変容している。特に1960年以降は出生率の低下と核家族化の進展によって世帯の規模は急激に 縮小した。中でもひとり親世帯の増加と三世代世帯の減少が際立っている。子どものいる家族の多くが子どもと 夫婦またはひとり親家族となり, 規模を縮小しただけでなく, 世代間や地域社会とのつながりも希薄化している。 「子どもの貧困」「少子化」「核家族化」「ひとり親家庭の増加」「地域社会の希薄化」の中で、子育て家庭の社会 的孤立が深まっている。このような社会情勢を受け、子どもとその家族への支援(子ども家族支援)の重要性が 叫ばれて久しい。

国の政策における子ども家族支援は、厚生労働省を中心に少子化対策の一環である「子育て支援」として発展してきた。1989年に合計特殊出生率が、1.57となったことを受けて、少子化対策としての子育て支援が講じられるようになった。1994年には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)、1999年「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定される。当時は仕事と子育ての両立こそが少子化対策であり、少子化の流れを変えるための国としての基本的な対応姿勢は、保育所の拡充など保育整備であると考えられてきた。その後2003年の「次世代育成支援対策推進法」、2004年の「子ども・子育て応援プラン」(新新エンゼルプラン)によって、保育所を利用しない専業主婦家庭への支援が本格的に取り組まれ、2010年「子ども・子育てビジョン」では「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」が施策の基本的な考えとして示された。また児童福祉法の改正で子育て支援が法的根拠をもつようになって以来、現在では地域の子育て支援事業は広がりを見せ、乳幼児期の子どもと保護者が出かけることのできる場が増加している。各地域では、市区町村からの委託事業「子育て支援拠点事業」の子育て支援サービスにより、保育所や幼稚園、子育て支援センターが地域の子育て支援の中心的役割を担うほか、NPO 法人や市民団体などによるよりきめ細やかな子育て支援サービス、民間商業施設(大型スーパー、百貨店など)に付設される0歳からの親子教室や子育てイベントなど、公民挙げて、乳幼児期の親子が日中過ごせる場の提供を行っている。

そして、2012年に内閣府・文部科学省・厚生労働省の協働によって「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」していくことを目的とした「子ども・子育て関連3法」が成立した⁴。子育て支援については、依然厚生労働省を中心に「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策」を推進しており、子育てにかかる経済的な負担軽減や保育所の整備、保護者のレスパイト的事業に関するものが多く規定されている。保護者がその養育主体性を発揮し、次代

の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを豊かなものにできるよう、国や社会が支援していくというチルドレン・ファーストの子育て支援は十分に取り組まれているとは言い難い。これまでの子育て支援のあり方は、子どもを育てる親の負担軽減を目的としたサービスとして機能してきたといえる。

他方、本稿のテーマでもある「家庭教育支援」は、文部科学省を中心とした子どもを育てる家族への支援の一形態である。「家庭教育」は、2006年に改正された教育基本法において新たな独立項目として設けられることとなった。新しい教育基本法では第10条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とし、子どもの教育に対する親の第一義的責任と家庭教育の目的が明文化された。また国及び地方公共団体の役割は、「家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定された。家庭教育支援は、家庭における子どもの人格形成を担う教育機能の活性化を目指している。この点において、子育てにおける機能や責任を社会全体で担おうとする現代の子育て支援の流れとは一線を画する。教育行政における家庭教育支援は、福祉部局による子育て支援ほどにはクローズアップされてこなかった。そこには現代の価値の多様性や個性を尊重する社会風潮の中で、家庭内の具体的な子育て方法や家庭の教育力といった私的な領域に国や地域、学校といった公的な機関が介入することへの違和感があるように思われる。

このように子育て支援と家庭教育支援は、日本の同じ時代生きる子どもとその家族の現状を踏まえ導き出された支援策であるが、方向性は全く異なる。その方向性の違いは、国や行政の縦割り意識をはじめとする諸々の問題であると批判的に評価されることもある⁵。しかし、この家庭教育支援や子育て支援、そして保育所等で実施される保護者支援など18歳未満の子どもとその家族への支援を「子ども家族支援」として大きな括りで捉えるならば、対象と趣旨の異なる事業が展開されることによって、様々な家庭に対応することができると肯定的に評価することもできるのではないか。そこで本稿では、近年重点的に推進されている「家庭教育支援」について取り上げ、家庭教育支援の現状の取り組みを報告し、現代日本社会の子どもと家族への支援としての意義とその可能性について考察することを目的とした。

2. 本稿の目的

2006年の教育基本法の改正以降,「家庭教育支援」は文部科学省生涯学習政策局を中心に重点的に推進されている。家庭教育支援の現状と取り組みを報告すると同時に家庭教育支援の子どもと家族への支援としての意義とその可能性について考察することを目的としている。具体的には、第一に、文部科学省の「家庭教育」や「家庭教育支援」推進の経緯について整理する。第二に、文部科学省の示す「家庭教育支援」の推進方策の趣旨を踏まえ展開している,徳島県における親の養育主体性を尊重した家庭教育推進事業「家庭教育推進リーダー養成事業」の先駆的な取り組みを報告する。第三に、「家庭教育推進リーダー養成事業」の取り組みが現代社会の家族にもたらす意義を、「家庭教育支援がもたらすもの」として考察し、新たな子ども家族支援の可能性を検討する。

3. 「家庭教育」及び「家庭教育支援」推進の経緯

「家庭教育」という概念は2006年に改正されるまでの教育基本法 (旧教育基本法:1947年公布・施行)では、「社会教育」の項目に「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」と位置付けられていた。「家庭教育推進」の流れは、2006年以降に加速することとなるが、教育基本法の中で家庭教育の重要性を強調し、改めて教育の根本に家庭における教育があると明記した背景には、現代の家族が、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達について、十分な教育が行えていないことへの危機感がある。そもそも現在取り組まれている家庭教育推進の流れが教育行政の中で生まれたのは、1996年の文部省答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」の中で、家庭教育こそが「生きる力」の原点であると示されたことに端を発している。その後起きた少年事件をきっかけに、1998年の中央教育審議会では「幼児期からの心の教育の在り方について」答申が出され、「もう一度家庭を見直そう」と題し、具体的な家庭教育の在り方が詳細に示された。ここに、今日の家庭教育の原点がある。答申における家庭教育の該当部分の章立てを以下に引用する (表1)⁷⁷。なおこの答申で出された方針の一つとして、家庭教育手帳が作成され各家庭に配布されることとなった。

表 1 答申「幼児期からの心の教育の在り方について」(2008)に示された家庭教育のあり方

第2章 もう一度家庭を見直そう

- i) 家庭の在り方を問い直そう
- (a) 思いやりのある明るい円満な家庭をつくろう -子どもたちが真にそれを望んでいる
- (b) 夫婦間で一致協力して子育てをしよう
- (c) 会話を増やし、家族の絆を深めよう
- (d) 家族一緒の食事を大切にしよう
- (e) 過干渉をやめよう
- (f) 父親の影響力を大切にしよう
- (g) ひとり親家庭も自信を持って子育てをしよう
- ii) 悪いことは悪いとしっかりしつけよう
- (a) やってはいけないことや間違った行いはしっかり正そう
- (b) 自分の行いには責任があるということに気付かせよう
- (c) 自分の子だけよければよいという考え方をやめよう
- (d) 思春期の子どもから逃げず、正面から向かい合おう
- (e)「普通の子」の「いきなり型」非行の前にあるサインを 見逃さないようにしよう
- (f) 身の回りの小さなことから、環境を大切にする心を育 てよう
- iii) 思いやりのある子どもを育てよう
- (a) 祖父母を大切にする親の姿を見せよう
- (b) 手助けの必要な人を思いやれるようにしよう
- (c) 差別や偏見は許されないことに気付かせよう
- (d) 生き物との触れ合いを通して、命の大切さを実感させよう
- (e) 幼児には親が本を読んで聞かせよう
- iv)子どもの個性を大切にし、未来への夢を持たせよう

- (a) 幼児期から子どもの平均値や相対的な順位にとらわれることをやめよう
- (b) 子どものよいところをほめて伸ばそう
- (c) 人間としての生き方やこれからの社会について子ども に語りかけ、子どもの将来の夢と希望を聞こう
- v) 家庭で守るべきルールをつくろう
- (a) それぞれの家庭で生活のきまりやルールをつくろう
- (b) 幼児期から小さくとも家事を担わせ責任感や自立心を 育てよう
- (c) 朝の「おはよう」から始めて礼儀を身に付けさせよう
- (d) 子どもに我慢を覚えさせよう-モノの買い与え過ぎは、子どもの心をゆがめる
- (e) 家庭内の年中行事や催事を見直そう
- (f) 子ども部屋を閉ざさないようにしよう
- (g) 無際限にテレビやテレビゲームに浸らせないようにしょう
- (h) 暴力や性に関するテレビ・ビデオの視聴に親が介入・ 関与をしよう
- vi) 遊びの重要性を再認識しよう
- (a)「遊び」が特に幼児期から小学生段階で大切なことを認識しよう
- (b) 自然の中で伸びやかに遊ばせよう
- (c) 心の成長をゆがめる知育に偏った早期教育を考え直そう
- (d) 子どもの生活に時間とゆとりを与えよう
- vii)異年齢集団で切磋琢磨する機会に積極的に参加させよう 身近な地域のボランティア・スポーツ・文化活動,青少 年団体の活動,地域の行事に積極的に参加させよう

さらに家庭教育の重要性は2000年の教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」の中でも、教育を変える17の提案の大項目「人間性豊かな日本人を育成する」の第1項目に「教育の原点は家庭であることを自覚する」と示されている。1996年からの家庭教育推進の流れは、2006年の教育基本法の改正につながり、家庭教育の基本的な機能(生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達)が掲げられ、その第一義的責任が父母その他の保護者にあると明確化されることとなった。その後「子どもの生活リズム向上プロジェクト」として、民間の「早寝早起き朝ごはん」運動と連動し、家庭における生活習慣作りが広く浸透していった。同時期に「家庭教育支援のための連携事例集」として30の市区町村の取り組みが報告されている。2011年には家庭教育支援の効果測定が実施され、家庭教育支援の推進のあり方が3つの方向性からまとめられた。3つの方向性とは、①これまでの家庭教育学級を含む親子に対して開かれた学習の機会を設ける【学習講座型支援】、②子育てサポーターや教職員経験者、民生委員・児童委員、保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、地域の様々な人々や専門家による「家庭教育支援チーム」を組織し、学校等と連携して、親同士のつながりづくりや相談対応を行う【チーム型支援】、③「早寝早起き朝ごはん運動」を契機とした基本的生活習慣等の【啓発型支援】である。

そして、2012年の家庭教育支援の推進に関する検討委員会の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育〜親子が元気になる家庭教育支援を目指して」の中で、あらためて家庭教育の定義が明確化された®。家庭教育は、「父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のこと」であり、「乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で、重要な役割を担っている」。さらに家庭教育には「親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合がある」。また「親が子に対して行う教育が家庭教育」だが「家庭内に閉じて家庭教育を行うのではなく、親も子も地域や社会で他者とのつながりや関わり合いをもつことが重要で、それが家庭教育の内容を豊かにし、家庭教育の目的である子どもの社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくことにつながる」とされている。ところで学術的には現代社会に適合した「家族」や「家庭」の定義は保留されている。家族形態の多様化した現代社会において、「家族」や「家庭」の定義を一様に決めることは困難であり、価値の多様性を認める社会風潮にも反すると考えられている。したがってこの新教育基本法で家族の役割として、家庭教育の基本機能が、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達、子どもの社会的自立である

と明記したことは非常に革新的であったといえる。

またこの報告書の中で、国及び地方公共団体が家庭教育を支援するために必要な施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があると記されている。すなわち、家庭教育における基本機能(生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達)を全ての家族が持てるように支援をしなければならないが、具体的な教育の内容を押しつけたり、家庭教育の自主性を侵害したりしてはならないということである。ここに「家庭教育支援」の核がある。つまり各家庭に期待する機能は明確化されているが、その機能を発揮するための子育て方法について社会は直接的な教示を与えず、個々の家庭の自主性を尊重する形で支援しなければならない。これは難題である。そしてこの難題にこそ、子ども家族支援の新たな可能性を開く鍵があると考える。すなわち、これまでの子育て支援や子どもを含む家族への支援が、問題や課題を抱える家族を中心に、援助者や社会から支援を受けるというサービス提供型の構造になっていたのに対して、この新しい家庭教育支援は、問題や課題の有無によらず、全ての保護者が自分の家族のあり方について立ち止まって考えたり気づいたりするなど、親の養育主体性が発揮されるように支援するものといえる。

4. 徳島県における家庭教育推進事業

家庭教育支援については, 2006年の教育基本法の改正以来, 各自治体に支援策を講じることが求められている。 各自治体は、地域特性やこれまでの家庭教育の取り組みを踏まえながら、家庭教育支援条例を定めるなど工夫し て、総合的に家庭教育を推進している。徳島県では、2016年4月1日より徳島県家庭教育支援条例が施行され、 子どもの健やかな育ちを支える家庭教育の推進を、県が総合的に施策として推進していくこととなった。徳島県 の家庭教育推進・強化事業は、国の推進する【学習講座型支援】と【啓発型支援】が中心となっている。中でも 【学習講座型支援】については、父母のみならず孫育てのための祖父母に対する家庭教育支援や高校生による子 ども家庭教育支援など独自の取り組みを行ってきた。2016年より新たな学習型支援として、保護者の参加型学習 の場を展開することとなった。保護者の参加型学習を実施するにあたって、家庭教育推進リーダー養成事業を展 開し、県独自の家庭教育に関する教材の作成と保護者の参加型学習を進行するファシリテーター養成を行うこと とした。保護者の参加型学習の場とは、これまでにあった家庭教育学級とは趣旨が異なる。家庭教育学級につい ては、1971年「家庭教育学級の開設及び運営について(昭和46年文部省通知)」で定義されているように、「親等 が家庭教育に関する学習を,一定期間にわたって,計画的に,継続的にかつ集団的に行う事業」をいう。現在も 規模や内容にばらつきはあるが,市町村の教育委員会や各幼稚園小学校等に家庭教育学級が開設されている。現 在の実施形態としては教育委員会が主催し各小中学校で実施したり,教育委員会から市町村内の PTA に委託し たり、公民館等が実施している場合もある。家庭教育学級の内容も実に様々であるが、子育てや健康・体力づく り、食育等に関する講演が開催されている。地域の教育力や学校の PTA 組織の凝集性が高く、質の高い家庭教 育学級が実施されている地域もあるが、共働き家庭の急増により、実施期日や時間の設定が難しく、「一定期間 にわたって、計画的に、継続的に、集団的に」というよりは、「単発的に、個々人で」参加するという地域も増 えてきている。一方、保護者の参加型学習の場の展開とは、保護者同士が集い、自分の子育ての悩みや子どもと の接し方などを話し合い、お互いの良さや他の家庭のあり方に触れながら学んでいく「保護者相互の学びや気付 きを取り入れたワークショップ」のことを指している。

(1) 家庭教育推進リーダー養成事業の概要

徳島県家庭教育支援条例に基づき、子どもの健やかな育ちのために家庭教育を推進していく「保護者相互の学びや気付きを取り入れたワークショップ」の普及には、県独自の家庭教育に関する教材の作成と保護者の参加型学習を進行するファシリテーター養成が要となる。

県独自の家庭教育に関する教材は、「とくしま親なびプログラム集」と命名した。本プログラムは、PTA研修会や学級懇談会・保護者・入学説明会などにおいて、保護者同士が学びあうための教材(プログラム集)である。プログラム集を活用したワークショップは、乳幼児期から中学生の子どもを育てる保護者の集まる場で、子育てや家庭生活をテーマに、楽しく和やかな雰囲気の中で、話し合いやワークショップを行い、時間を共有することで、保護者同士のつながりを深め、子育てや家庭生活について気軽に相談し学びあう仲間づくりを進めることを目的としている。したがってプログラム集は教材といえども、保護者に'正しい子育て'や'良い家庭教育'のあり方を教えたり、伝えたりする目的ではない。プログラムを通して、楽しい時間を共有したり、互いの思いに

共感したりすることで、それぞれが子育てを振り返ったり、個々の家庭教育について考えたりするきっかけとすることをねらいとしている。先輩保護者との関わりや、保護者同士のコミュニケーションを緊密にすることで、保護者自身の「気付き」や自然な学びが生まれる。したがって、保護者同士が集い話し合う場には、専門家や先生が立ち会い教示するのではなく、話し合いがスムーズにできるよう保護者の中からファシリテーターを養成し、ファシリテーターにプログラムを進行してもらうこととした。ファシリテーター養成の対象者は、「家庭教育に関心がある県内在住者で子育て経験者・保護者」を基本とした。

(2)「とくしま親なびプログラム」におけるファシリテーターの役割

とくしま親なびプログラムは、保護者参加型のワークショップであり、ワークショップを円滑に進行するファシリテーターが重要な役割を担うこととなる。ファシリテーターとは、人間関係トレーニングやグループワークで活躍する援助者の呼び名であるが、家庭教育推進における参加型学習において、場の雰囲気を和ませ、ワークシートを用いた活動において、参加者が自分の思いや気持ちを自由に発言できるように環境を整える役割が期待される。とくしま親なびプログラムでは、参加した保護者が気付きや学びを得たり、保護者同士が一体感を感じたり、楽しい時間をすごすための案内人(ナビゲーター)としての役割を担ってもらいたいと願い、ファシリテーター役の人を「親なびげーたー」と命名した。そして徳島県主催のファシリテーター養成講座を修了した人を「親なびげーたー」と命名した。そして徳島県主催のファシリテーター養成講座を修了した人を「親なびげーたー」と認定し、ワークショップにおけるファシリテーターを遂行してもらうこととした。

以下は保護者の参加型学習の実施における,ファシリテーターの役割を説明したものである(表 2)。参加型 学習はワークショップ形式のグループワークである。したがって,ファシリテーターは,グループワークにおけ

表 2 保護者参加型のワークショップの実施におけるファシリテーターの役割

事前準備期	出会いに向けての	◆実施する主催者(校園長・クラス担任・PTA など)への確認 *可能な範囲で
(アセスメント)	「波長合わせ」のとき	・ワークショップ実施の目的
(プランニング)		・参加者の置かれている状況 (子どもの年齢・個々の年齢)
		・参加者の基本情報を把握(人数・子どもの年齢・個々の年齢)
		・プログラム内容への希望
		・プログラムの真のねらい(ワークショップの目的)を再確認し、主催者と合意形成をして
		おく。
		・人数、実施場所、実施時間に合わせて、進行の仕方やワークシートを再検討
		・教材の内容をアレンジする。
		◆当日に向けた準備
		・親なびゲーターは、主担当のファシリテーター(主に司会役)1人以外に、1人または2人
		の副担当のファシリテーター(場の盛り上げ役・タイムキーパー役)をセッティングする。
		→ファシリテーター1 人で実施する場合には、実施会場の教諭や主催者等に、予め趣旨と
		役割を説明し、サポートを依頼する。
ワークショップ実施	創意工夫のとき	◆ワークショップ実施時のファシリテーターの留意点
(インターベンション)		・参加者に発言を強要したり、故意に一部の人だけの意見を聞いたりすること。
(モニタリング)		・参加者の発言を批判したり、自分の意見を押しつけたりすること。
		・参加者の発言を茶化したり、場の盛り上げに使ったりすること。
		・プログラムの中で知った参加者個人の情報を、他人にもらすこと。
		・他にも会の目的である、楽しい時間を共有することに反すること。
		◆グループワークとして守るべき原則
		①個人尊重の原則:参加者ひとり一人を尊重し、全員が安心して参加できるようにする。集
		団活動の成功のために個人の人としての権利が奪われることがないようにする。極
		端にしゃべりすぎている人や、孤立して傍観している人にも配慮する。プログラム
		を淡々と進行させるのではなく、ひとり一人の発言に耳を傾け、プログラムの進行
		に活かす。ワークショップの場は、参加する全ての人を等しく平等に受け入れ、温
		かく楽しい場となるように心がける。
		②段階的取り組みの原則:参加者の中には、集団活動になれない人もいるので、ワークショ
		ップ実施時には最初は全ての人が参加しやすい平易なものから始める。参加したく
		ない・発言したくない人には、強引に参加させるのではなく、「見ているだけでもい
		いですよ」「パスもありですよ」と肯定的な声をかける。
		③相互作用の原則:ワークショップでは、ファイシリテーター役の人と参加者の間でやりと
		りするのではなく、参加者同士が互いに相互作用できるように配慮する。グループ
		ワークでは、参加者同士の相互作用が全体を変化させ、全体の変化が参加者個人に
		変化をもたらすことに留意し、相互作用が活性化されるようにする。
		④制限の原則:当日、参加者に「ワークショップにおける約束事」を必ず伝える。
		◆モニタリング
		参加者一人ひとりの様子をよく観察すると同時に、全体の雰囲気や実施中の空気感にも気を
		留める。
事後評価	別れのとき	◆プログラム実施後、ファシリテーター同士や実施依頼者、参加者と、ワークショップの進行
(エバリュエーション)	シビアな評価	やその日感じたことを振り返り、共有する。
(ターミネーション)		
(フォローアップ)		◆その日感じたことや、場の雰囲気、参加者からの声、参加者同士の一体感など、気が付いた
		ことを記録として書き留めておく。

る原則を守って進行する。グループワークとして守るべき原則は、「個人尊重の原則」、「段階的取り組みの原則」、「相互作用の原則」、「制限の原則」、「評価の原則」であり、表2の中に説明を加えている。制限の原則としては、ワークショップに参加する人が安心して場を共有するために、参加する全ての人に約束事を説明し同意を得ることが重要である。「ワークショップにおける約束事」は、①全員が居心地良く参加できるよう配慮すること、②他の人の考えも尊重すること、③参加者の個人的な情報をもらさないことである。

(3) プログラム集とワークショップの展開例

家庭教育のワークショップで使用する教材として「とくしま親なびプログラム集」が作成された⁹。保護者参加型学習を実施している地方自治体では類似したプログラム集が作成されている¹⁰。「とくしま親なびプログラム集」としての独自性は、プログラム集に収録するテーマの内容と、どのテーマにおいてもファシリテーターからの教示や知識の提供は最小限にし、楽しい雰囲気の中で保護者が自分の家族のことを振り返る時間や、その時その場で感じたことを自由に発言する時間を確保することに重点をおいている。同じ時代に子育てをする参加者同士が自分たちの子育てを語り合う時間を十分にとることによって、子育てにおける孤立感や不安を和らげ、何気ない話のできる相手を見つけたり、自分で感じたり考えたりする内的能力を活性化させたりすることに繋がると考える。

プログラム集の構成は、①プログラム集の目的や使い方の説明、②ファシリテーターの役割、③ワークショップの具体的な展開例とワークシート、④ワークショップで使えるアイスブレイク集、⑤家庭教育関連の資料、とした。ワークショップのテーマは、誰もが抱えやすい家庭における子育ての悩みなど身近なテーマとした。就学前の子どもを育てる保護者のワークショップテーマ例として6テーマ(絵本について、子育て井戸端会議、子どもの遊びへの理解、子どもへの言葉かけ、子どもへの関わり方、子どもの生活リズム)、小学生の子どもを育てる保護者のテーマ例として6テーマ(親子の会話、子どもに自信をつけるほめ方、家庭における生活リズム、食育、ゲームとの付き合い方、家庭学習の習慣)、中学生の子どもを育てる保護者のテーマ例として6テーマ(生活リズム、子どものイライラへの対処、家庭での役割分担、家庭学習の習慣、スマホとの付き合い方、家族のルール作り)、就学前から中学校まで共通するテーマ例として5テーマ(こんな子どもに育ってほしい、子どもが話したくなる聞き方、ストレス発散法、子育てで気になっていること、消費生活)を設定した。

ワークショップの展開例では全てのテーマに対して、実際のワークショップ実施日のタイムスケジュールをイメージし、①導入、②アイスブレイク、③展開、④振り返り、⑤まとめの流れで構成したモデルが示されている。以下に、就学前の子どもを育てる保護者のワークショップテーマとして、子どもの生活リズムに関する一例を提示する(表 3-1, 3-2)。プログラム集は一つのテーマについて、ファシリテーター役が実行する展開例とワークショップで使用するワークシートの2頁から構成される。ワークショップは何人からでも実施可能であるが、プログラム集の例は $20\sim30$ 人程度で、所要時間約60分程度と考えている。

「とくしま親なびプログラム集」の活用は、保育所における保護者懇談会、幼稚園、小中学校における PTA 研修会や学級学年懇談会、保護者会、入学説明会、乳幼児健診や就学時健診時や、公民館・子育て支援センターで、県において養成した「親なびげーたー」がファシリテーターとなり、ワークショップを実施することを想定している。教材にアレンジを加えることによって、保護者のみならず、保護者を支える教諭や保育者、援助専門職、地域の人々など活用場面を広げることが可能であり、さまざまな年齢の人々の間で、家庭教育を考える教材(プログラム集)として活用できる。

ワークショップのねらい,対象となる子どもの年齢,参加者の数や実態,実施可能な時間,会場等に応じて場にあった流れを検討の上,工夫して活用できるよう,ファシリテーター養成講座において講義と演習が行われる。話し合うテーマには子育てをする親の養育主体性を導く重要なものを設定しているが,どのテーマで話し合うのかが問題なのではなく,参加者の状況に合わせた話しやすいテーマを選び,参加者同士の相互作用が促進することを重要視している。

(4) ワークショップが創出する家庭の教育力

保護者参加型のワークショップは、保護者が家庭教育の必要性に気付く場であり、家庭における子どもとのより良い関係を形成していくための工夫を学ぶ場であり、保護者同士が話し合うことでよりよい関係を構築していく交流の場でもある。しかし重要なことは、ワークショップの中でどのようなことが話し合われたかや、保護者が子育ての知識についてどれほど理解を深めたかという内容以上に、ワークショップに参加したことで、一人一

表3-1 ワークショップ展開例

テーマ:夜,何時に寝ている?

ねらい: 乳幼児期の生活リズムは、その後の生活リズムの基盤を形成するものです。 夜しっかりと眼 ると、朝も決まった時間に起きるリズムができ朝の食欲にも影響します。 とはいえお子さんの中に は寝つきの悪い場合や朝こはんを用意してもあまり食べてくれない場合もあり,難しいのが現状で す。他の家庭ではどのような工夫をしているのか学びましょう。

学習の流れ	時間	学習形態	学習活動の内容	留意点		
	夜しっかりと眠ると,朝も決まった時間に起きるリズムができ,朝の食欲にも影響					
導入	します。	します。とはいえお子さんの中には寝付きの悪い場合や朝ごはんを用意してもあ				
i	まり食^	まり食べてくれない場合もあると思います。今日は皆さんで情報を交換しながら、				
	お子さんの生活リズムについて考えてみましょう。					
アイスブレイク	5分	全体	①アイスブレイクを実施し、和やかで話 しやすい雰囲気をつくる。	①参加者の状況に合わせて実施する アイスプレイクを 決める。		
		グループ	②グループの目的や必要に合わせてグループわけをする。 *アイスブレイク集参照(p58~)。	②4~6人のグル ープを作り, リーダ ーを決める。		
展開	10分	個人	①『夜,何時に寝ている?』を記入する。	①各家庭の寝る時間について考える。		
	20分	グループ	②グループ内で、記入した内容をもとに 一人すつ話する。 *一人 5 分ずつ話す。	234他の人のや り方を学び,グルー プや全体で交流す る。		
	5分		③グループ内で早く寝るための工夫の中から特に良い工夫を3つ選ぶ。	ಀ ಁ		
振り返り	15分	全体	④各グループの良い工夫を全体に発表する。 *リーダーが発表する。			
まとめ	今日は、『夜何時に寝ている?』というテーマで、お子さんの生活リズムについて 少し話し合って頂きました。いかがでしたか。お子さんに規則正しい生活習慣を つけたいと思っていても、なかなか難しいこともあると思います。他のご家庭の 万々の工夫を聞いて、「あぁ、いいなぁ~、やってみようかな~」と思うことはありま したか。生活リズムは、なかなか身につくものではありません。今日皆さんで情報 交換したことを取り入れながら気長に色々な工夫をしてみてください。					

* 「家庭教育推進ワークショップ とくしま 親なび プログラム集」平成 28年 徳島県教育委員会より一部改変

人の参加者が仲間意識を感じたり、他の参加者の話を聞く中で、自分の家族を振り返るきっかけとなったり、他者の目を通して、自分の家族の良さを再発見したりすることにある。そしてワークショップの参加をきっかけに、保護者同士が日常的に気軽に話をできるような関係性を築くことができればと願っている。日常の仲間関係の積み重ねが、時間の経過や関係の広がりとともに地域の教育力や地域における子育て文化の醸成につながる(表 4)。

5. 家庭教育支援がもたらすもの

現代社会において、「子どもを産むこと」「子どもを育てること」は、選択可能なライフスタイルの一つと考えられるようになった。結婚し、子どもを産んで、マイホームをもち、休日は家族で出かけるというライフスタイルが主流であった時代は過去のものとなりつつある。結婚はするが子どもは産まない家族、夫婦別姓や事実婚など法的制約のない婚姻関係を選択する家族、同性婚や結婚をしない非婚を主体的に選択する家族、友人や趣味の合う人と生計をともにする新しい家族もある。また、地域や親族づ

表3-2 当日のワークシート

夜,何時に寝ている?

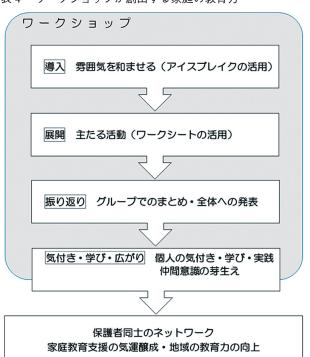
乳幼児期の生活リズムは、その後の生活リズムの基盤を形成する大切なものです。生活習慣は日々の 積み重ねが大切です。 夜しっかりと眠ると、朝も決まった時間に起きるリズムができ、朝の食欲にも 影響します。 とはいえお子さんの中には凄つきの悪い場合や朝ごはんを用意してもあまり食べてく なない場合もあり、難しいこともあります。 ご家屋での現状を振り返りながら、他のご家庭ではどの ような工夫をしているのか話してみましょう。

★夜は何時に寝ていますか。

何時に寝ますか。	何時に寝かせたい	早く寝かせるためにしている
	と思っていますか。	我が家の工夫(いくつでもOK)
昨晩は何時に寝ましたか。		
普段は何時頃に寝ますか。		

- ★グループの話し合いで出てきた『早く寝るための工夫』の中から特に良い3つを選びましょう。
- O
- ★他のグループの『早く寝るための良い工夫』の中で、「いいなぁ」と思うものはありましたか。
 - 0
- 0
- _
- *「家庭教育推進ワークショップとくしま親なびプログラム集」平成28年徳島県教育委員会より一部改変

表 4 ワークショップが創出する家庭の教育力



*「家庭教育推進ワークショップとくしま親なびプログラム集」平成28年徳島県 教育委員会、p3より引用 きあいがなく都会の中で点のように暮らす核家族がいる一方、「イエ」制度や地域社会の縁故関係の中で生きる家族もある。このように現代の日本社会は「家族」といえども、一様な集団をイメージすることが難しくなってきている。したがって、「家族」の形態や本質的な定義すらない中で、家族内で行われる家庭教育の内容を決めることはできない。もしも家庭教育の内容が、国や地方自治体によって規定されるとするならば、そこにダブルバインド(二重拘束)が存在することになる。すなわち、一方で「家族の多様化」「ダイバーシティ化」「価値の多様化」を掲げながら、他方で「固定した家族像」「家族のあるべき姿や役割」を期待していることになり、それは不健全な社会である。家庭教育支援の目的は、家庭教育の内容を規定したり、家族のあるべき姿や役割を示したりすることではない。とすれば、家庭教育を推進するということによって、家族にもたらされるものは何だろうか。このことを検討することは、家庭教育支援の現代的意義を明確にすることでもある。徳島県における家庭教育推進リーダー養成事業の取り組みに携わる中で体感した保護者参加型ワークショップの家庭教育支援の意義を、「家庭教育支援がもたらすもの」として3つ提案したい。

(1) 子どものウェルビーイングの保障

第一に、保護者参加型ワークショップに参加することで、子育てや家庭生活のあり方を振り返るだけでなく、 参加している他の家庭における子育て事情や家庭生活の工夫を知ることができる。子育ては、子どもの人格形成 であり,子どもの健やかな育ち(ウェルビーイング)を保障することでもある。子どものウェルビーイングとは, 「子どもが心安らぐ安定した生活環境をもち、希望や夢への期待をもって生活できる状態」すなわち「子どもが 健康で安定した生活を実現できている状態」である***。どの保護者も家庭生活の中で子どものウェルビーイング を実現したいと願っている。しかし、実際の家庭生活では子どもの要求や思いをわかっていても、なかなか優先 できない場面もある。特に共働き家庭やひとり親家庭が増加している昨今では,どの家族も限られた時間の中で 生活を切り盛りしている。子育ては、子どもをウェルビーイングに育むことであるが、忙しいライフスタイルの 中で、子どものウェルビーイングと実際の家族生活を上手に折り合わせるには、工夫がいる。例えば、子どもの 帰宅時に学校での出来事や話をゆっくり聞いてやりたいと保護者が思っていても、親の就労や子どもの課外活動 等で、子どもの帰宅時と親の帰宅時が同時間になるライフスタイルの場合、保護者は帰宅後すぐに夕食の準備な どをしなければならず、家事をしながら片手間に子どもの話を聞くことになる。夕食の準備など急いでいる時に、 子どもが話かけてくると、「今忙しいから後にして」と言ってしまう。後から時間ができた時には、子どもは話 したい内容を忘れてしまったり、話したい気持ちではなくなっていたりして、結局話を聞いてやれなかったとい うことがある。このような場面は共働き家庭やひとり親家庭のみなならず,どのような家庭でも思い当たること である。こんなときどうすれば良いのか、子どもにどんな声をかければ良いのか、この問に正しい答えはない。 このような内容をワークショップのテーマとして、保護者同士が話し合うことで、自分の家庭でのやり方を振り 返ったり,別のやり方を知ったりすることができる。例えば,「今忙しいから後にして」ではなく,「いつでも5 分間と時間を区切って,子どもの話を先に話を聞くようにしている」,「子どもに家事を手伝ってもらいながら話 を聞く」、「帰宅後、20分間は子どもとの時間と決めて、家事をしないことにしている」、「あとで、という言葉は 使わず、5分後に話聞くから、ここでお茶を飲んでちょっと待っていてね」など様々な工夫を知る。実際に別の 家庭で実践している工夫を聞くことで,自分の家庭でも取り入れられるものが見つかるかもしれない。新しい工 夫によって,子どもの話を聞くことができるようになれば,それは子どものウェルビーイングを増進させたこと になる。保護者同士が一つの子育てテーマで話し合い,具体的な工夫を数多く知ること自体が,子どものウェル ビーイングを保障する家庭生活の可能性を開くといえる。

(2) 家族の自立

第二に、保護者参加型ワークショップによる家庭教育支援がもたらすものは、「家族の自立」である。「家族の自立」とは聞きなれない言葉であろう。「家族の自立」が示すものは、家族成員一人ひとりが自立していることの単純な総和ではない。家族が独自のルールを持ち、集団としての家族機能が十分に発揮され、社会の風潮や社会情勢に飲み込まれることなく、家族が主体的に存在していることを、家族の自立と定義する。これは山根常男がその著書の中で示している「家族は、人間性とプライバシーのとりでという2つの性格をもつことによって、社会に対する批判的エネルギーの真の源泉となると同時に、社会の非人間化に対する抵抗体となり得る。このような人間社会のシステムの均衡を維持するエコロジカルな働きを、本来家族は潜在的にもっている」「20という議論を踏まえている。すなわち混沌とした時代や危機的状況下にある社会であっても、家族という社会システムが

あるからこそ,人々は安定した親密な関係性が保障され,人格を形成する育児を行え,私生活の場としてほっと できる場をもつことができる。

現代社会は多様性を寛容に受容する社会である。「みんなちがって、みんないい」という風潮があるが、それは同時に違いをもつことや個性が評価される社会でもある。個性を強いられる社会は、個別性も高く、ある種のプレッシャーにさらされる。このようなストレスフルな社会の中で、ほっと安らぎ、癒される場としての家庭の役割は小さくない。疲れた時に癒され、帰りたいときに帰ることのできる場を守るためには、課題や危機を抱えてからではなく、日常的に「家族」を生きなければならない。そういった意味では、親なびプログラムを通して、あるべき家族役割を学ぶのではなく、自分の家族のあり方を見つめることで、保護者自身が自分の家族の独自性に気付き、主体としての家族を育む一歩になると考える。

(3) 「繋がって生きる」実感

第三に、保護者参加型ワークショップに参加することによって、同じ時代に子育てをする同志としての仲間意 識を体感することは、「今ここで」誰かと繋がって生きている実感をもたらし、社会の中に自分の居場所を見つ けることになる。ミルトン・メイヤロフはその著書『ケアの本質』の中で、人は誰かの成長を助けることによっ て、自身も成長し、より豊かで充実した自分を感じると述べている。さらに誰かをケアすることこそが、人が「生 きることの意味」であると述べている13。この理論を援用すると、家庭教育はまさに家庭の中で親が子どもの成 長を助けることであり、子どもの成長を助けることを通して、親自身も成長し、より豊かで充実した自分を感じ ることができるといえる。また家庭教育支援の場では、「子どもを健やかに育てる」という共通の課題を持った 親が集い,一つのテーマによるワークショップにともに取り組むことによって,互いの「生きることの意味」を 共有することになる。つまり、共通の課題をケアすることによって、社会と繋がって生きていることを実感する。 人は誰かをケアすることによって、自己を発見し、社会の中に自分たちの場を発見し、社会に根ざし安定して存 在できる基盤を見出すことができるという。先述したがここで誤解してはいけないのは、ケアを通して自己を発 見し成長するというのは、相手を自分の成長の道具として、見なすことではない。誰かをケアすることを通して 自分が成長するということが目的化すると、相手を自分の思うように形作っていこうとしたり、相手のあり方を 自分の思うままに変えようとしり、相手の課題を自分の克服すべき障害と捉えてしまったりする。これは相手以 上に自分に能力があると誇張して考える傲慢さであるといえる。そうではなく、誰かと誠実に応答し合うことを 繰り返す過程の中で、ふと気づくと自分の生の意味を見出しているということである。そのためには、相手をよ く見るということ,相手のもつ全人間性を尊重すること,誠実に相手に応答すること,自分の方針を押し付けな いことが、基本的な態度となる。これは、徳島県の展開する家庭教育推進のワークショップの方針と合致してい る。すなわち、この家庭教育推進プログラムは、参加する人々を、「子どもたちの健やかな育ちのために」とい う共通の課題でつなぎ、社会の中で「繋がって生きる」感覚を体感できるものである。

6. おわりに

現代社会において子どもと家族を取り巻く環境は、大きく変容している。社会の構造的なゆがみや問題を背景とした子ども家族問題(子どもの貧困、虐待、子育ての負担感)に対して、社会全体で子どもと家族を支える仕組みとしての子育で支援が進められてきた。一方本稿では家庭教育支援が、家族の持つ潜在的な力を引き出し、現代社会の中で主体的な存在として機能できるように支援する仕組みとしての可能性を示した。この文脈において、これまでの子育で支援が課題や問題を生じた場合の支援や予防としての支援を得意としていたのに対して、家庭教育支援は家族が家族として機能することを支える積極的な支援といえる。

現代社会の中で家族は脆弱化し疲労している。家庭教育の第一義的責任が保護者にあることが法の中で規定されたことで、子どもの育ちの評価や責任が、家庭に重くのしかかるようでは、現代の家族はその存続さえも危ぶまれる。新たに展開される家庭教育推進事業が、社会教育や生涯教育にとどまらず、厚生労働省管轄の福祉領域における子育て支援や保護者支援、文部科学省領域における家庭との連携や家庭教育学級や生活指導のネットワークと協働することによって、家族の子育て機能を活性化し、個々の家族が社会の中で生き生きとした存在として機能していく。そういった意味では、家族の自助的責任だけではなく、子どもと家族を大きな器で支える社会や地域のあり方が問われている。子どもの出産から唐突に始まる「親」という役割と突然始まった子育てという不慣れな仕事の中で、保護者が時間をかけて「親」という役割を自分のアイデンティティに据えることができ

るような環境を整える、そのような社会的な支援が求められている。

謝辞

本論文内では、徳島県教育委員会生涯学習課の家庭教育推進リーダー養成事業における家庭教育推進プログラム集作成過程について記述している。家庭教育推進プログラム集は、著者をはじめ、川端惠子先生(徳島文理大学講師)、兼間和美先生(四国大学講師)、長江徹子先生(総合教育センター指導主事)、森篤之先生(総合教育センター指導主事)、松本珠実先生(徳島県教育委員会体育学校安全課指導主事)とともに執筆した。なおプログラム集の校正にあたっては社会教育担当河野豊司氏に尽力を頂いた。最後になりましたが、生涯学習課をはじめ県教育委員会の家族とともに子どもたちの健やかな育ちを願う姿勢に、心から感謝申し上げます。

引用参考文献

- 1) OECD. Economic Survey of Japan 2006年7月 (Report) http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-economic-surveys-japan-2006_eco_surveys-jpn-2006-en
- 2) OECD. Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries table 5.2.2008年10月
- 3) ユニセフ・イノチェンティ研究所『イノチェンティレポートカード 13 子どもたちのための公平性: 先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表』(日本語版)2016年 4 月

http://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc13j.pdf

- 4)「子ども・子育て関連 3 法について」2013年 4 月 内閣府・文部科学省・厚生労働省 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-about.pdf
- 5) 本庄陽子「家庭教育支援・子育て支援の現状と課題 幼児期の教育をめぐって —」青山学院大学教育学 会紀要 第59巻 2015 pp107-118

小林健一「家庭教育と政治的公共性」社会教育学研究第16号 2009 pp15-29

- 6) 文部省中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」1996(平成8)年7月19日 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm
- 7) 文部省中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」 次世代を育てる心を失う危機 1998 (平成 10) 年 6 月30日 http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chuuou/toushin/980601. htm#2
- 8) 家庭教育支援の推進に関する検討委員会「つながりが創る豊かな家庭教育〜親子が元気になる家庭教育支援 を目指して2012(平成24)年3月

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf

- 9) 徳島県教育委員会「家庭教育推進ワークショップとくしま親なびプログラム集」2016 (平成28) 年
- 10) 文部科学省子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育「各地域の保護者向け学習プログラム(各地の取組一覧)」 http://katei.mext.go.jp/contents4/4-2. html
- 11) 木村直子「「子どものウェルビーイング」とは」現代のエスプリ 至文堂 №453 2005年 pp. 31-39
- 12) 山根常男『家族と社会社会生態学の理論を目ざして』1998 家政教育社
- 13) ミルトン・メイヤロフ著田村真・向野宣之訳「ケアの本質 生きることの意味 —」1987・2011年ゆみる 出版

Possibilities of New Support for Children and Families that Ensures Child Well-being - Attempt to Deploy the Family Education Promotion Leaders Fostering Project in Tokushima Prefecture –

KIMURA Naoko

Key words: Support children and families, family education, family education support, support children, child well-being, family self-reliance

Since the 2006 amendment to the Basic Act on Education, "Family Education Support" has been emphasized, especially by the Lifelong Learning Policy Bureau of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. This paper aims to report on current efforts for family education support, and consider the significance and possibilities of support for children and families of modern Japanese society. Specifically, this first looks at the history of "family education" and "family education support" promoted by the Ministry. Second, while considering the purposes of policies for "family education support" expressed by the Ministry, this paper reports on the "Family Education Promotion Leaders Fostering Project," a pioneering family education promotion project that respects parents' central role in raising children in Tokushima Prefecture. Third, this considers the significance that efforts of the "Family Education Promotion Leaders Fostering Project" has for families in modern society, as a "project that provides family education support", and studies the possibilities of new support for children and families.